

第1部 平成19年度決算に基づく健全化判断比率等の状況

～地方公共団体財政健全化法の施行に伴う4指標等の算定結果～

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下、「財政健全化法」という。）は、これまでの地方財政再建促進特別措置法等に基づく財政再建制度で指摘されていた「わかりやすい財政情報の開示や早期是正機能がない」等の課題を踏まえ、財政指標を整備してその公表の仕組みを設けるとともに、財政の早期健全化及び再生のための新たな制度を整備することを目的として、平成19年6月22日に公布された。

平成20年4月1日からは財政健全化法が一部施行され、地方公共団体は平成19年度決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の算定結果）及び公営企業会計ごとの資金不足比率の公表が求められることとなった。

I 健全化判断比率の概要

県内市町村の平成19年度決算に基づく健全化判断比率の概要は以下のとおり。

1. 実質赤字比率

[早期健全化基準11.25～15%、財政再生基準20%]

- ・県内に赤字となる団体はなし。

2. 連結実質赤字比率

[早期健全化基準16.25～20%、財政再生基準30%（3年間経過措置あり）]

- ・早期健全化基準を上回る団体はなし。
- ・塩竈市（9.99%）及び石巻市（2.55%）の2団体以外は、赤字となる団体はなし。

3. 実質公債費比率

[早期健全化基準25%、財政再生基準35%]

- ・早期健全化基準を上回る団体はなし。
- ・起債許可団体となる18%を上回る団体は、村田町（20.9%）及び加美町（19.6%）の2団体である。
⇒ 平成19年度に許可団体であった柴田町（H19.21.0%→H20.17.5%）、大崎市（H19.19.9%→H20.17.1%）及び多賀城市（H19.18.3%→H20.12.4%）は、算定方法の変更（都市計画税収入の一部を公債費の特定財源として分子から控除することとなった。）の影響もあり、本年度は同意団体となった。

4. 将来負担比率

[早期健全化基準 政令市400%、政令市以外の市町村350%]

- ・早期健全化基準を上回る団体はなし。
- ・最も比率の高い団体は村田町（245.5%）。以下、加美町（186.6%）、栗原市（178.7%）、色麻町（168.9%）、山元町（165.4%）と続く。